

Title	〔商法一二〇〕株主総会における委任状の受任者欄未補充による議決権代理行使の効力 (東京地裁昭和四四年一月二一日判決)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.2 (1973. 2) ,p.108- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730215-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一二〇〕 株主総会における委任状の受任者欄未補充による

議決権代理行使の効力

（東京地判昭和四四年一月二一日
昭和四三年（ワ）七〇三五号株主総会決議取消請求事件
商事法務研究四七四号二七頁）

〔判示事項〕
株主総会における委任状の受任者欄未補充による議決権代理行使は適法

〔参照条文〕
商法二三九条三項

〔事実〕

昭和四三年三月二五日に開催された被告Y会社の株主総会には、合計一千七百八万四千二百一六株を有する株主一三五名が出席し、合計二億四千六万六千一六六株を有する株主二万三千九百九十八名が委任状を提出した。このうち、二億一千八百八万四千三〇三株分の委任状には受任者の氏名が補充されていなかったにもかかわらず、訴外A、B、Cがこれを所持して議決権を代理行使した。

被告Y会社の株式一五〇株を有する原告Xは、次のように主張

し、本件取締役選任決議の取消を求め、本訴におよんだ。すなわち、受任者の氏名が補充されていない委任状は、株主の議決権を代理行使する代理人を特定することができず、無効の委任状となるから、本件決議に適法に参加した株主の株式数は、合計三千九百六万九千八〇株で、被告Y会社の定款で定められた取締役選任決議の定足数一億五千三百四三万二〇〇株に足りず、本件決議は定足数に関する定款規定に違反する違法なものであると主張。

〔判旨〕

請求棄却。

「株主総会における議決権の代理行使を委任する委任状の場合、たとえその受任者の氏名が補充されていないいわゆる白紙委任状であつても、その所持者はその委任状の所持自体によつて受任者たる資格を主張でき、その者のなした議決権の代理行使は適法かつ有効

と解するのが相当である。」

〔評釈〕

判旨の立論に若干疑問。

判旨によれば、受任者欄未補充の委任状所持者は、「その委任状の所持自体によつて受任者たる資格を主張でき」ることになる。その点につき、大森教授は、「委任状の宛名欄の白地を受任者の名義をもつて埋めることは必ずしも必要ではない。けだし、証券作成者が署名または記名捺印して宛名人を白地にしてこれを何人かに交付した場合には、証券所持人をもつて証券に表示された法律関係についての権利者とする趣旨と解され、証券所持人はその所持の事実のみによつてその権限を主張しうるものと解すべきことは、たとえば無記名小切手や白地式譲渡証券などの場合にその例を見るところである」とされる（大森「議決権」株式会社法講座三巻九三五頁。ジュリス卜選書「株主総会」一一九頁の大森発言も同旨。なお、同書一一〇頁で、西原発言は、「白紙委任状という変態的な制度を認める以上は、やはり大森君の話のようなどころまで行かないと徹底しないだろう。その場合は、ちょうど白地式裏書のある手形の所持人と同じに見えていいと思う」とし、鈴木、大隅発言も大森説に賛成される。右の諸説と同じ趣旨の立論をする見解も多い（その例として、加藤一郎「株式実務と民法の規定」会報九五号一一頁、菱田・株主の議決権行使と会社支配一一〇頁、田辺「株主総会の白紙委任状の受任者欄補充の要否」商事法務研究四六四号二三四頁。なお、今井「議決権代理行使の勧誘二九〇頁も結論同旨」。しかし、受任者欄未補充の委任状にもつく議決権代理行使の可否の問題は、議決権を代理行使するために必要とされている要件が、どの程度の事情の存在によ

り満たされたことになるかの問題なのである。その点につき、判旨は、委任状の所持自体にあたかも資格授与的効力を認めたとような見解を示し、有価証券法的な理解を持ちこんでいる感がある。なるほど、白紙委任状を適法に所持する者が、その所持の事実によつて権限を主張した結果、会社が議決権代理行使を認めた場合に、会社側の免責が結びつくという構成において、有価証券法的な点はあり得るところが、商法二二九条三項但書は、議決権行使のための代理権授与を書面行為として理解している。そして、書面行為における要式性というものを厳格につらぬくかぎり、必ず受任者欄が補充されていなければならないはずである（ただし、広島高判岡山支部昭三五・一〇・三二下級民集二巻二〇号二五九頁は、白紙部分の補充はなくとも委任状受取時に代理権授与行為は完成し、代理権は発生するとする）。そこで、問題の解決のためには、いかなる事情の存在があれば、受任者欄が未補充のままであっても、代理権授与の書面行為性の要請に反することなく、議決権を代理行使できるかという点に焦点をあわせなければならぬと考える。それゆえ、判旨のように、白紙委任状の所持自体に注目するのには賛成できない。商法二二九条三項但書の「代理権ヲ証スル書面」は、株主総会の成立や議事の進行が円滑に進展するようにするための書面である。そして、そのために使用される委任状は、代理人たる者の地位をできるだけ簡単に明らかにする一つの手段として、書面化されたかたちで存在するわけである。委任状というものは、そのような意味を持つ手段なのだから、会社の側で、ある人が代理人たるべきことが明確に判明できる以上

は、手段たる委任状のある程度の要式性の欠落は問題にならなくないと考へる。そこで、例えば、会社が株主の側に白紙委任状用紙を送り、議決権行使の代理人の選任を自分にまかせるように依頼し、株主がこの依頼に応じたため会社が、代理人たるべき者を選任した場合には、その代理人の所持する委任状の受任者欄がたとえ未補充であつたところで、その者が、代理人たるべきことは会社にとり明白なのだから、その者による議決権代理行使は有効なのである。ましてや、代理人仲介の労をとつた会社の代表取締役の任にある者が、代理人かどうかを最終的に認定する権限を有するのが通常である總會において、議長を兼ねていた場合には、受任者欄未補充のままであつても、なおのこと要式性の要請に反することにはならな

いと考へる。本件において、右のごとき事情が存在したか否かは、本件事実関係から知ることができない。判旨としては、要式性の緩和をひき起こす事情をみきわめてから、受任者欄未補充による議決権代理行使は適法であると立論すべきものと考へる。なお、組織的に勧誘された委任状を書面投票とみる立場からは、受任者欄の補充は意味のない不必要なものとなされ得る（龍田「委任状の勧誘と代理人の地位」会報二一〇号一八頁以下）。しかし、商法二二九条一項の「株主出席」という点を素直に理解するかぎり、右のような考えには賛成できない（書面投票説に異論となさざる立場として、例えば、今井・前掲五頁以下）。

加藤 修

〔刑法 三七〕 委託証拠金充用証券の預託と業務上横領罪の成否

最高裁昭和四三年（あ）第二五四六号業務上横領被告事件
昭和四五年三月二七日第二小法廷決定、兼却
第一審 熊本地裁 第二審 福岡高裁
集第二四卷第三号七六頁

〔事実〕

被告人甲は、大阪穀物取引所所屬の商品仲買人であるS商事株式会社熊本出張所長であつたが、同出張所営業部長の相被告人乙と共に謀して、右会社の業務に関し、委託者から預かつていた商品取引の

委託証拠金の代用をなす委託証拠金充用証券を委託者の承諾を受けないで、出張所の経費にあてるため借入金金の担保として金融機関に差し入れたというのであり商品取引所法（以下商取法という）違反および業務上横領罪に問われたのである。